

児童発達支援事業所長 様
放課後等デイサービス事業所長 様

目黒区健康福祉部
障害者支援課長 保坂 春樹
(公印省略)

緊急事態宣言を踏まえた児童発達支援及び放課後等デイサービスの対応について

日頃より、本区の障害福祉行政にご理解ご協力いただきまして、厚く御礼申し上げます。
新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき 4 月 7 日に緊急事態宣言が発出され、4 月 10 日に東京都が示した緊急事態措置等の内容を踏まえ、下記のとおり児童発達支援及び放課後等デイサービスの対応について通知いたします。新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

1 児童発達支援及び放課後等デイサービスの対応

東京都からの「緊急事態宣言を踏まえた障害児通所支援事業所及び障害児入所施設の対応について」の通知（4 月 10 日付、東京都福祉保健局障害者施策推進部障害児・療育担当課長）に基づきまして、感染の防止のため、仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対しては、児童の通所を控えることとし、支援提供を縮小して実施するようお願いいたします。なお、適用期間は、5 月 6 日まで非常事態措置の実施期間といたします。

また、学校等の休業に対応するため、特に支援が必要であり、家庭で過ごすことが困難な児童生徒につきましましては、引き続き支援の提供をお願いいたします。（都が示す具体的な事例は裏面参照）

2 感染防止策

支援の提供にあたりましては、手洗いの励行、手や指の消毒、検温の実施等、適切な感染防止対策を講じていただきますようお願い申し上げます。区公式ホームページにおいて、感染予防チェックリストの掲載を今後予定していますので、ご活用ください。

3 その他

利用者、施設職員から、感染者及び感染が疑われる者（濃厚接触者を含む）が生じた場合には、区担当者へ速やかに報告いただきますようお願いいたします。

東京都障害者サービス情報 <https://www.shougai Fukushi.metro.tokyo.jp/> から、国や東京都の新型コロナウイルス感染症対策に関する通知をダウンロードできます。

今後、国や東京都の新たな方針が示された際には、上記の取扱いが変更となる場合もありますので、その際には改めてご連絡いたします。

以 上

問い合わせ

障害者支援課発達支援係
電話 03-5722-9510

参考

「緊急事態宣言を踏まえた障害児通所支援事業所及び障害児入所施設の対応について」
東京都通知より抜粋

特に支援が必要であり、家庭で過ごすことが困難な児童生徒の具体的な事例

- ①保護者が以下の事情等で仕事を休むことが困難である。
 - ・ 病院等の医療従事者
 - ・ 食料品店やドラッグストア等生活必需品を販売する店舗の従事者
 - ・ 金融機関の従事者
 - ・ 公共交通機関の従事者
 - ・ ひとり親家庭
- ②保護者の疾病、障害等がある。
- ③家庭で保護者等と過ごすことにより、児童への虐待のリスクがある。